

令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会（第1回）

日時 令和2年8月5日（水）15:00～17:00

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

- (1) 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会設置要綱について
- (2) 不法投棄・不適正処理の現状について
- (3) 現行の基金制度について
- (4) 現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて

配 布 資 料

資料1 : 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会設置要綱について

資料2 : 不法投棄・不適正処理の現状について

資料3 : 現行の基金制度について

資料4 : 現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて

参考資料 : 支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（平成27年9月）

令和 2 年度支障除去等に対する支援に関する検討会 設置要綱

1. 設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の平成 9 年改正により、平成 10 年 6 月 17 日以降に発生した不法投棄事案や不適正処理事案を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金（以下、「基金」という。）から支障除去等に必要な費用を支援する規定が創設された。本基金への出えんについては、平成 27 年度に開催された「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、産業界の負担について、産業廃棄物に関わる者に広く薄く協力を求めるとの考え方が示され、これを受け、マニフェスト頒布団体等が基金に出えんする方式を採用している。なお、当該検討会において「マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後 5 年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議する」ものとされていることから、5 年目にあたる本年度に当該点検・評価を行うため、本検討会を設置する。

2. 委員構成

別紙のとおり。

3. 座長

座長は委員の互選により決定する。

4. 事務局

事務局は、環境省環境再生・資源循環局不法投棄原状回復事業対策室とする。

5. 検討内容の公開等

検討会資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、座長が非公開と

することが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。
なお、新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じ、オンラインでの開催とする。

4. 検討スケジュール（予定）

令和2年秋頃の報告書取りまとめを目指し、概ね1ヶ月に1回、検討会を開催する。

(別紙)

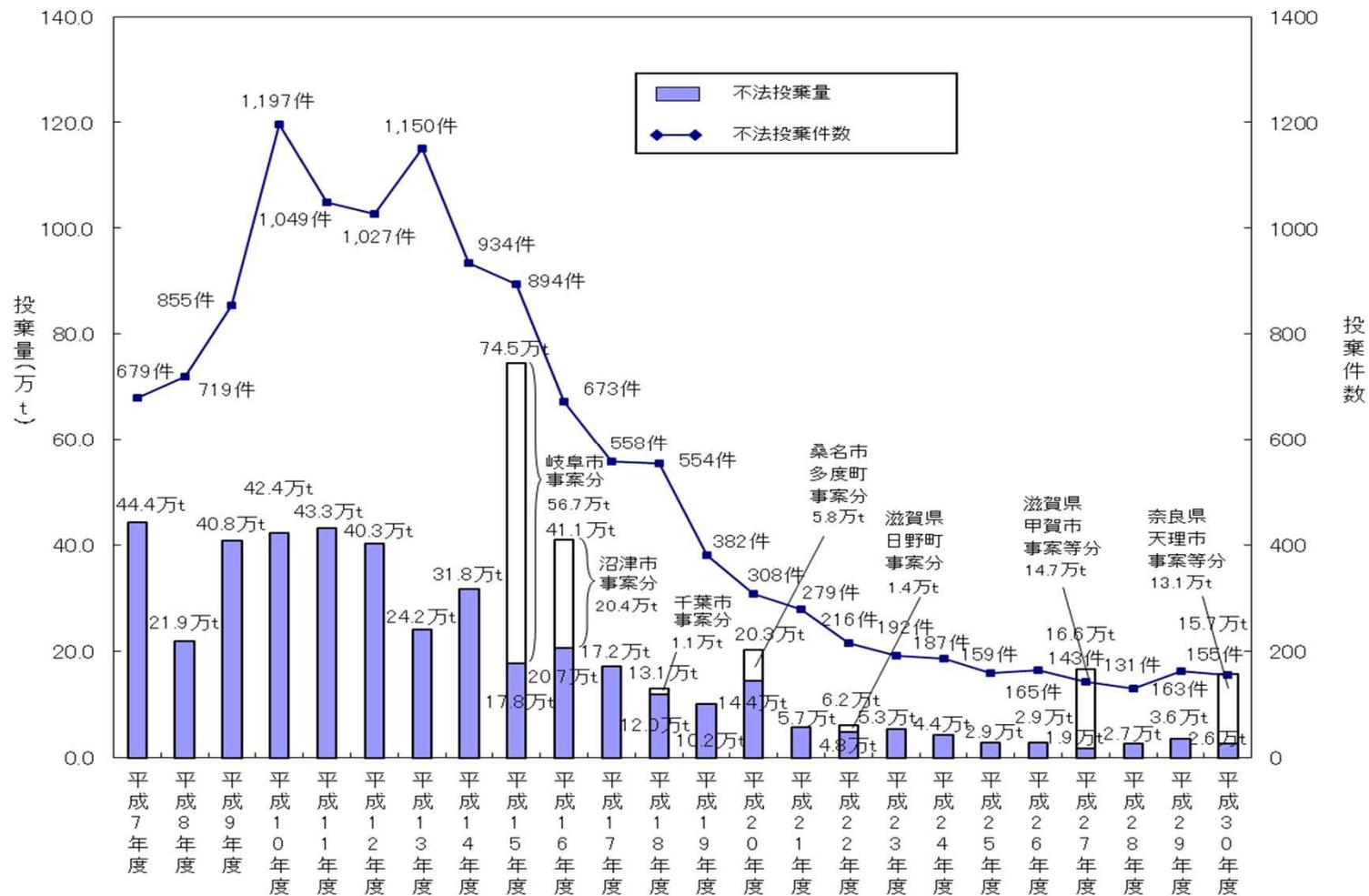
委員名簿（五十音順、敬称略）

赤渕 芳宏	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授
大塚 直	早稲田大学 大学院 法務研究科 教授
小池 要子	埼玉県 環境部長
猿田 吉秀	長野県 環境部長
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所 弁護士
関 荘一郎	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事長
新美 育文	明治大学 名誉教授
西村 健	全国知事会 調査第三部長
長谷川 雅巳	(一社)日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長
藤田 正実	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
御手洗 伸太郎	(一社)日本建設業連合会 常務執行役
森谷 賢	(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事
安井 晃	三重県 環境生活部廃棄物対策局長
山田 咲道	エース会計事務所 公認会計士・税理士
若山 勝行	(一社)全国建設業協会 常務理事

不法投棄・不適正処理の 現状について

環境省 環境再生・資源循環局
不法投棄原状回復事業対策室

不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

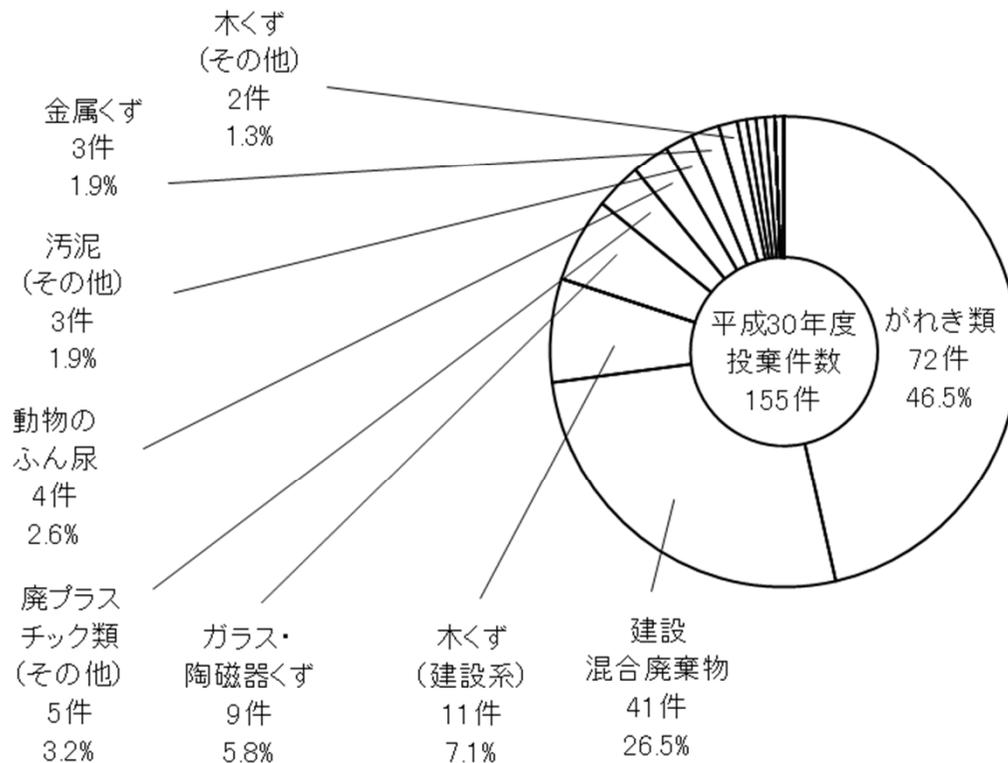


注)

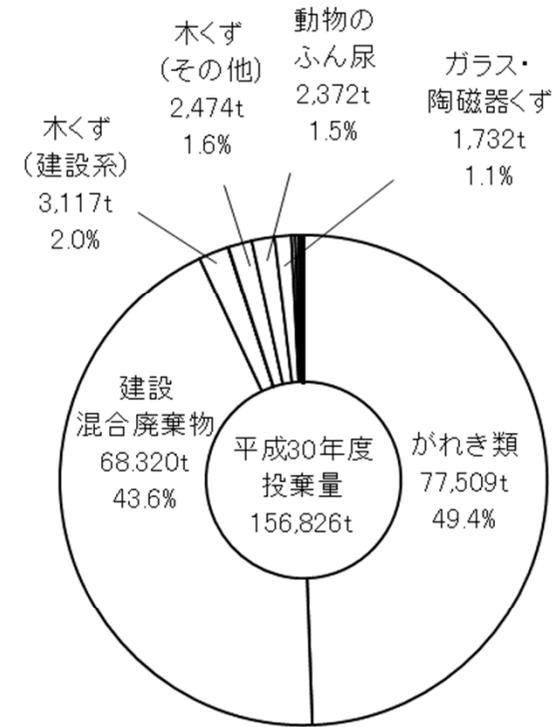
- 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。
- 白抜き部分について、次のとおり。
 平成15年度: 大規模事案として報告された岐阜市事案 平成16年度: 大規模事案として報告された沼津市事案 平成18年度: 平成10年度に判明していた千葉市事案
 平成20年度: 平成18年度に判明していた桑名市多度町事案 平成22年度: 平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案
 平成27年度: 大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
 平成30年度: 大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
- 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄廃棄物の種類(新規判明事案)

① 投案件数



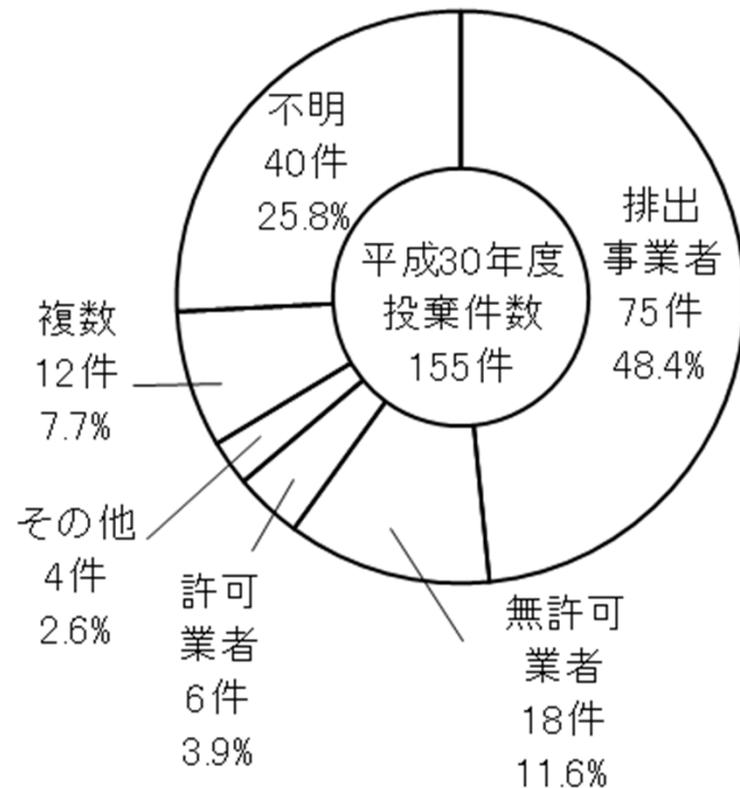
② 投棄量



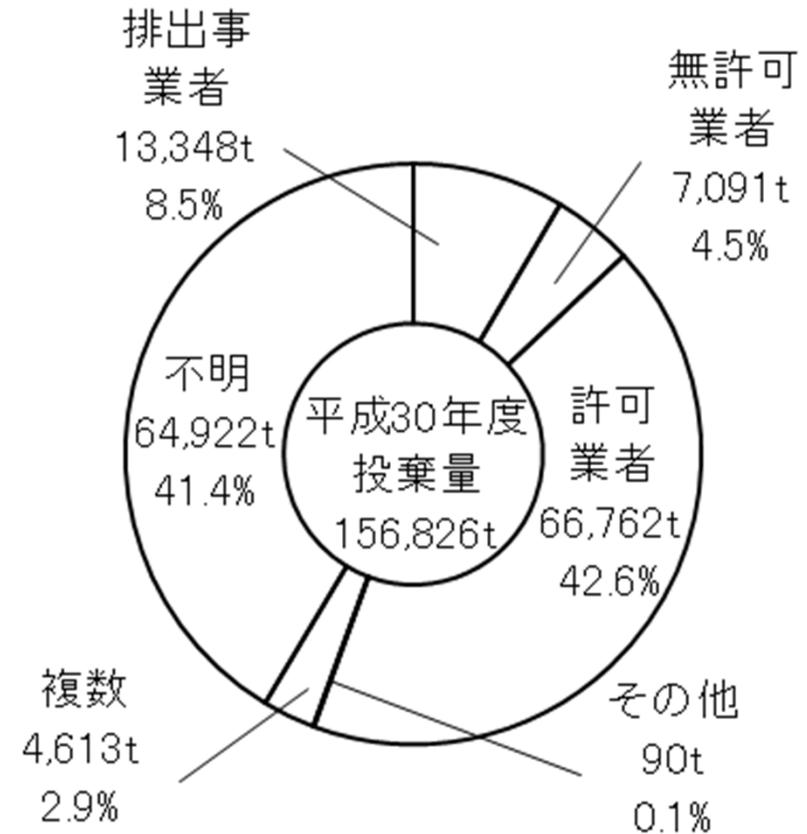
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

① 投案件数



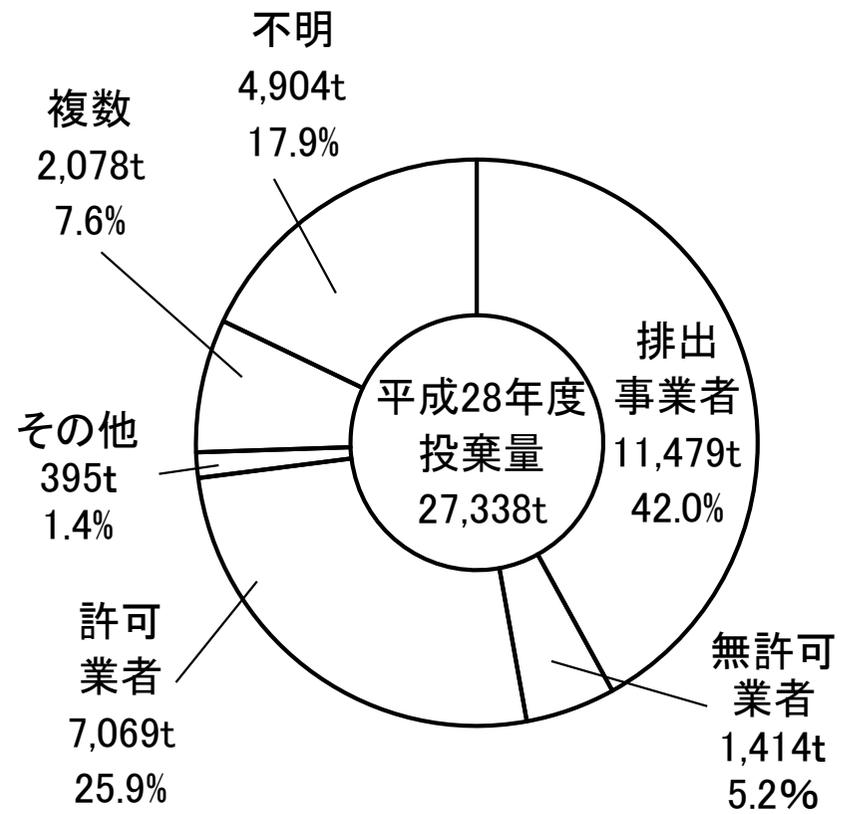
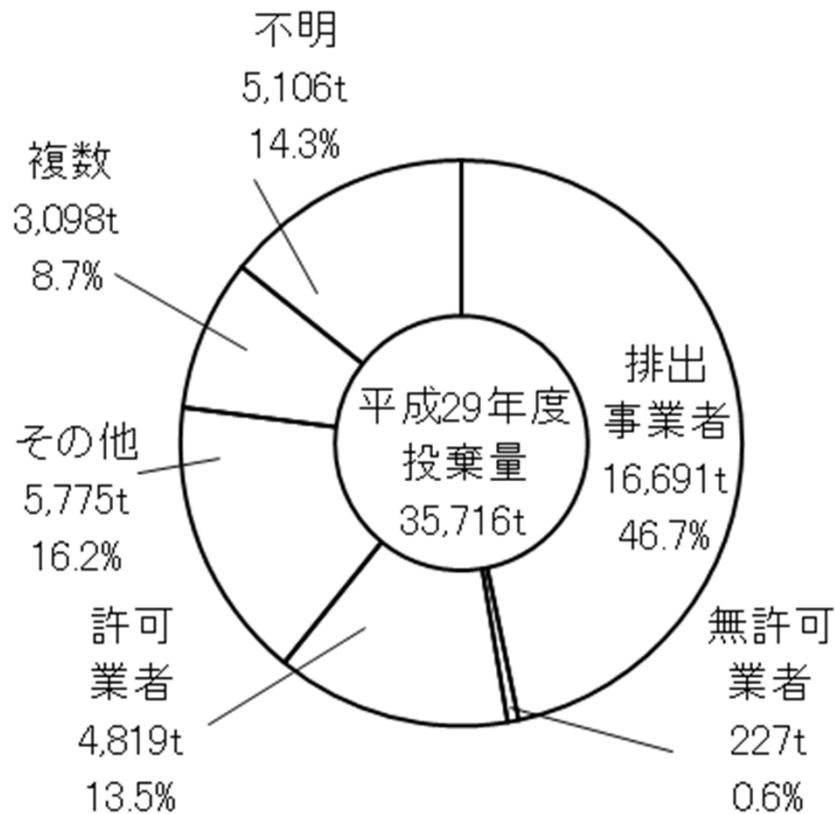
② 投棄量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

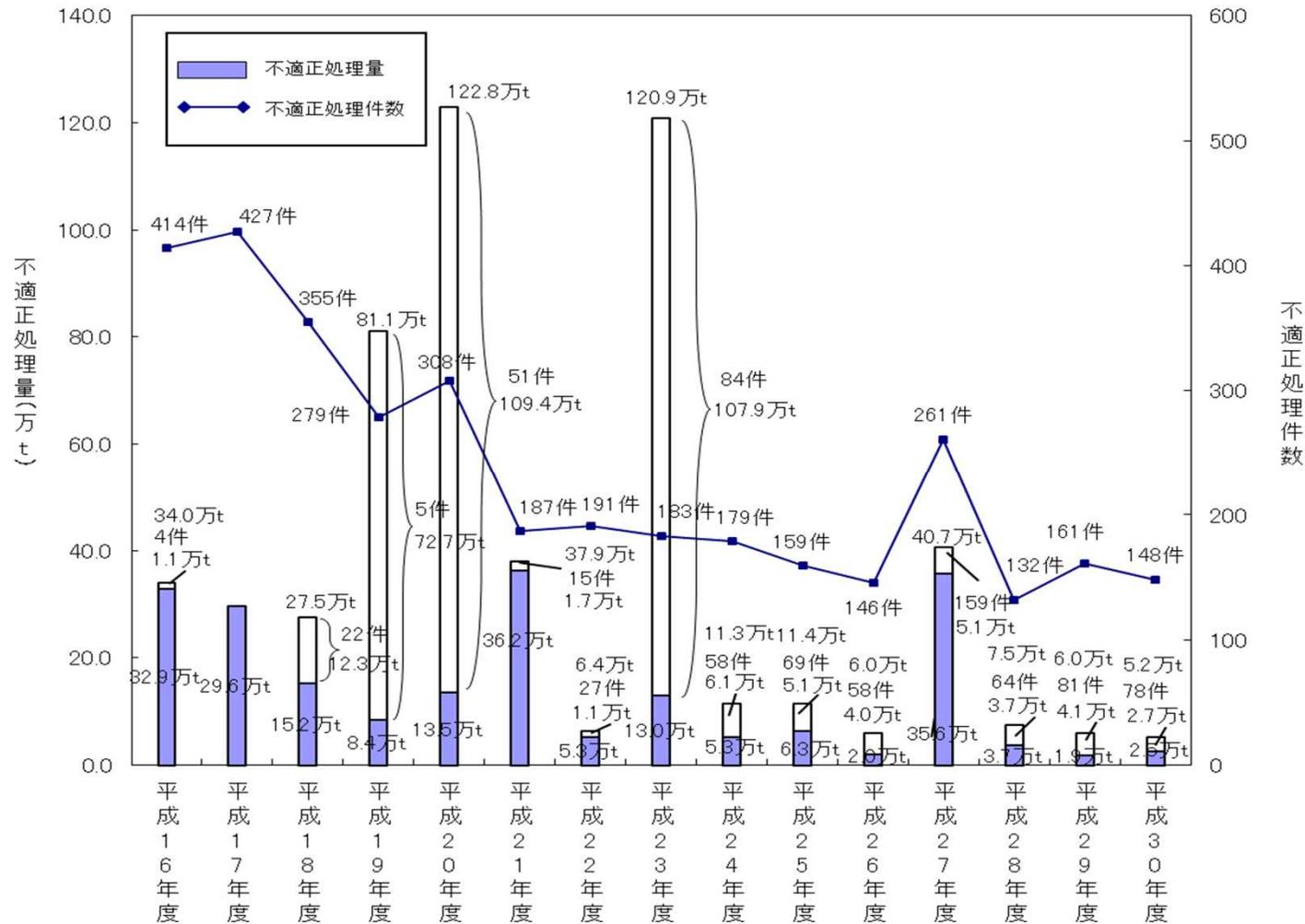
(参考) 不法投棄実行者の投棄量内訳(新規判明事案)

② 投棄量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)

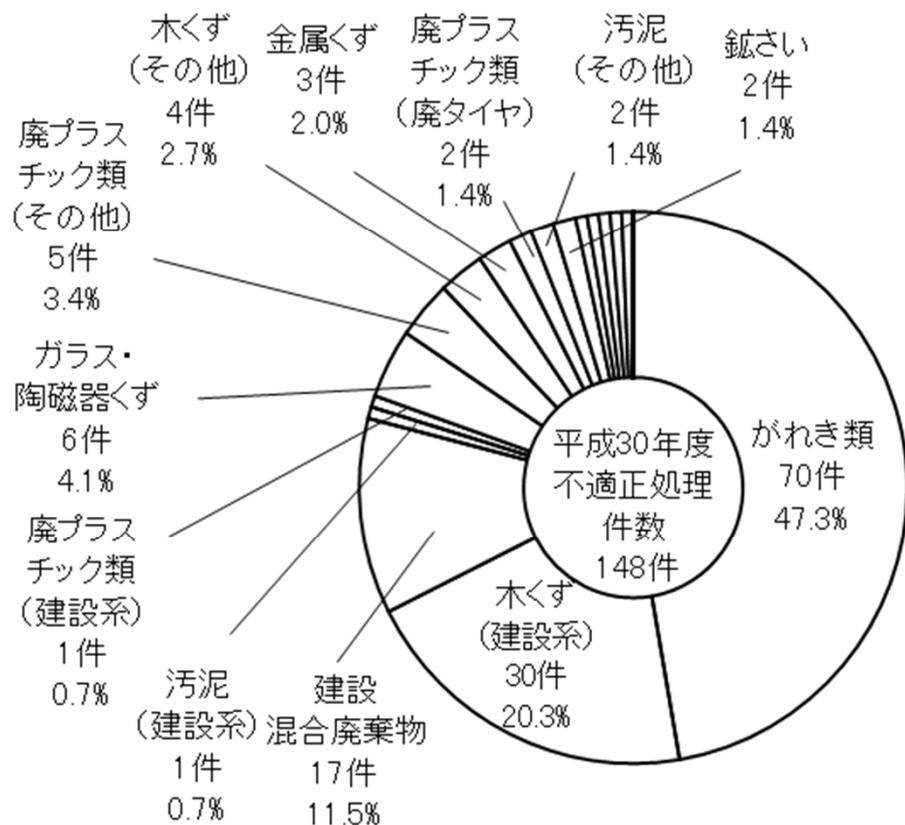


注)

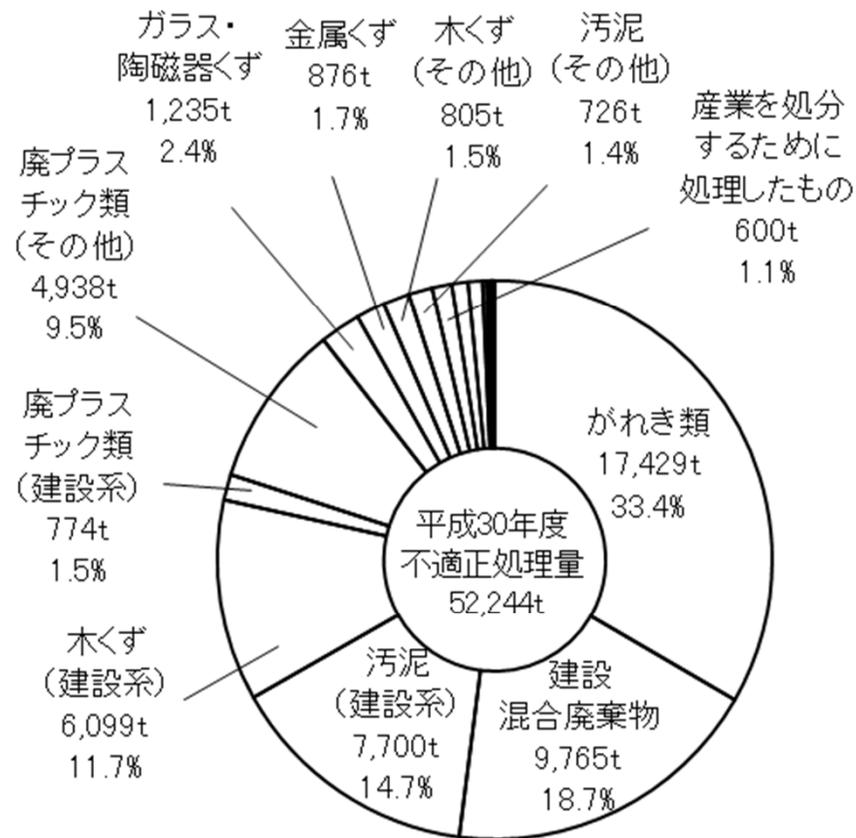
1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。
2. 白抜き部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案(平成23年度以降は、開始年度が不明な事案を含む。)
3. 大規模事案については、次のとおり。
平成19年度:滋賀県栗東市事案71.4万t 平成20年度:奈良市宇陀市事案85.7万t等 平成21年度:福島県川俣町事案23.4万t等
平成23年度:愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等
平成27年度:群馬県渋川市事案29.4万t等
3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
4. 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理廃棄物の種類(新規判明事案)

① 不適正処理件数



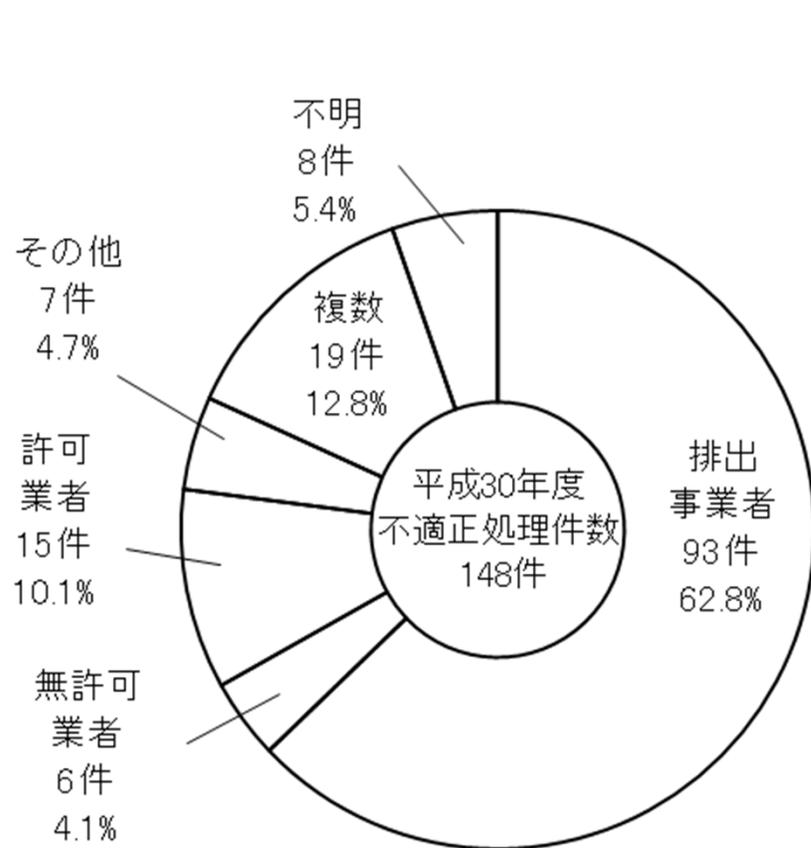
② 不適正処理量



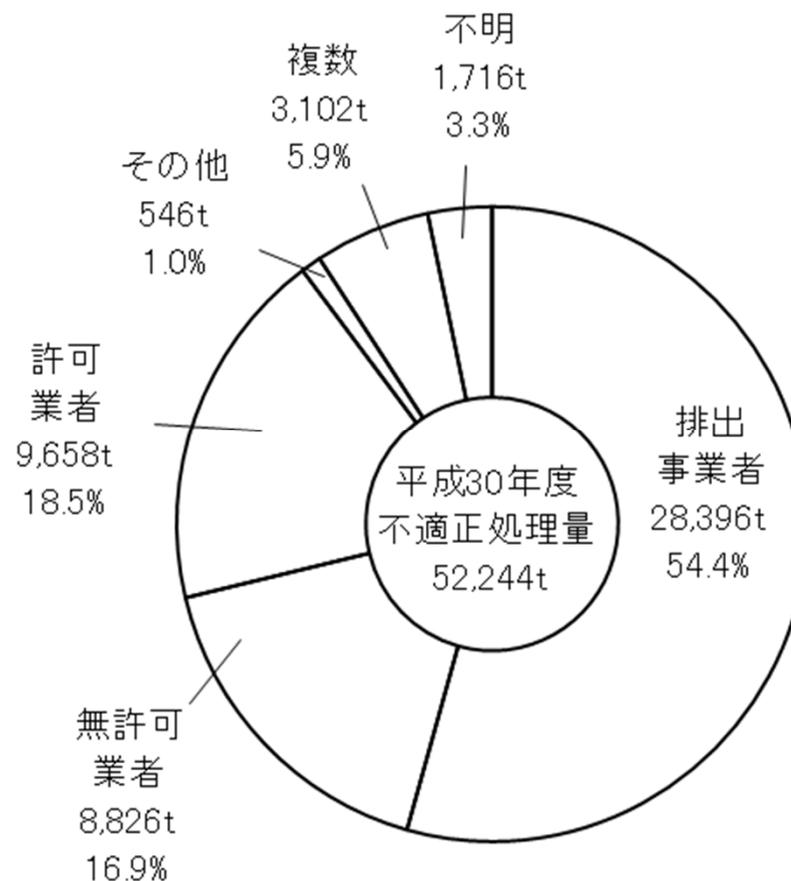
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不適正処理実行者の内訳(新規判明事案)

① 不適正処理件数



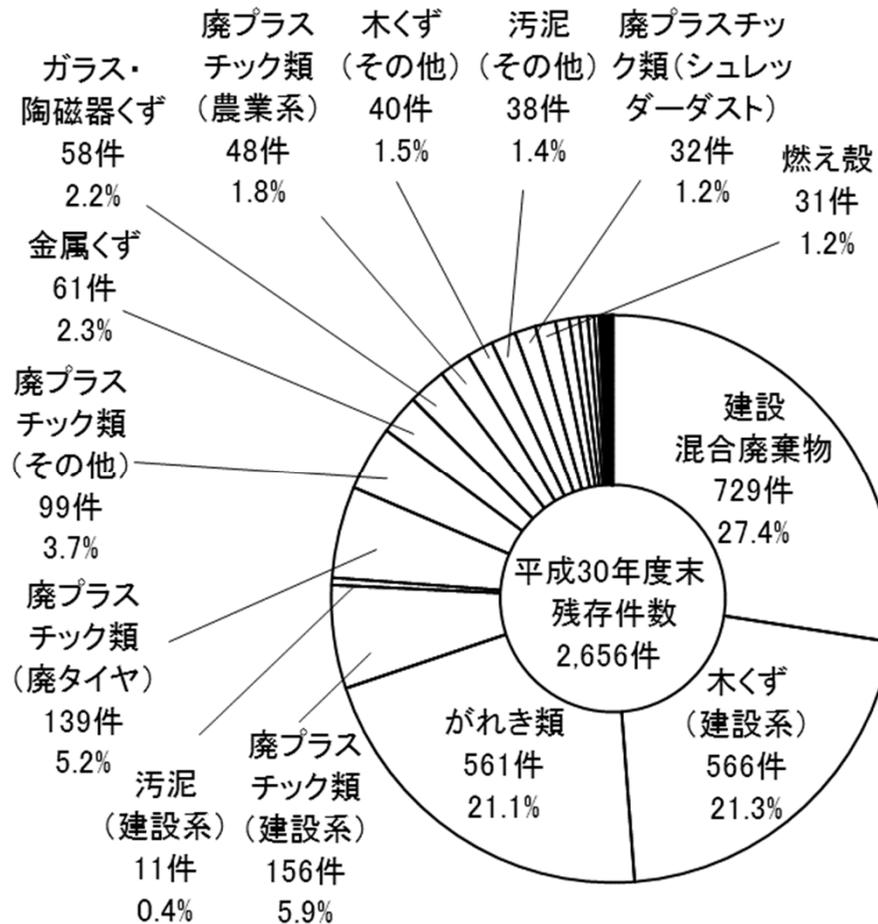
② 不適正処理量



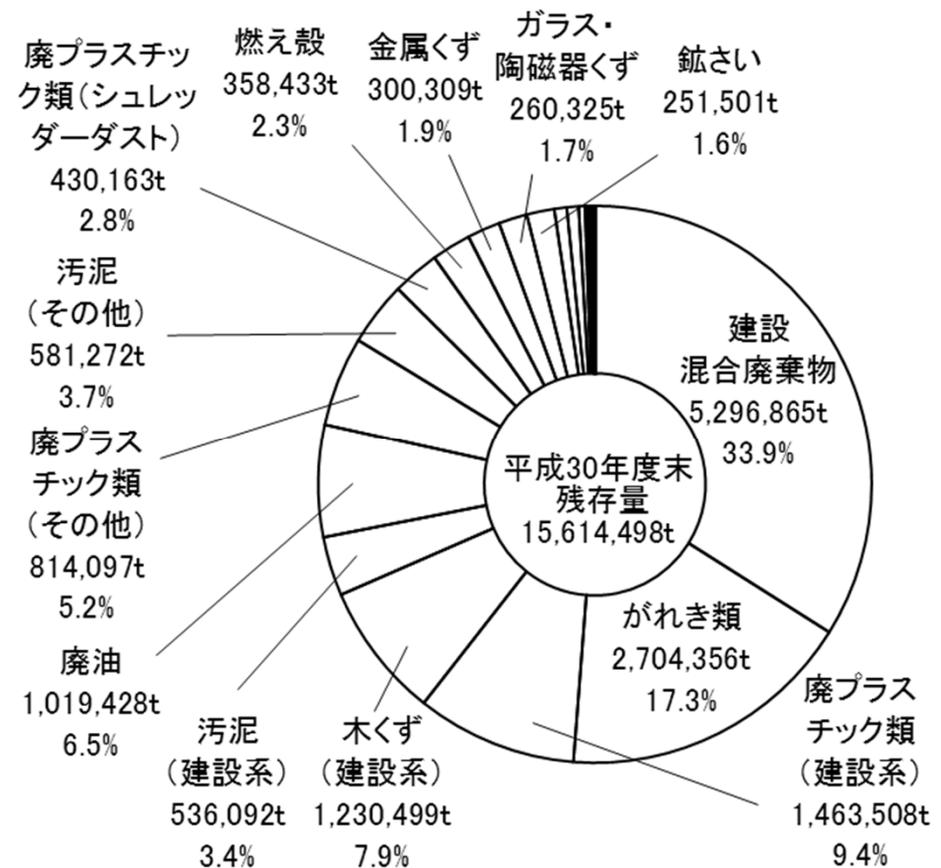
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等された廃棄物の種類(残存事案)

① 残存件数



② 残存量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等事案の支障等の状況

(残存事案 平成30年度末時点)

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	13	0.5%	1,886,926	12.1%
現に支障のおそれがある	90	3.4%	5,045,408	32.3%
現時点では支障等はない	2,537	95.5%	7,785,178	49.9%
支障等調査中	16	0.6%	896,987	5.7%
計	2,656	100.0%	15,614,498	100.0%

※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

産業廃棄物処理の構造改革

①累次の廃棄物処理法改正（平成9、12、15、16、17、22、29年）

○排出事業者責任の徹底

- ・マニフェスト制度の強化
- ・原状回復命令の拡充（対象者及び対象行為の拡大）
- ・建設系廃棄物の処理責任の元請一元化 等

○不適正処理対策

- ・許可を取り消された者等に対する措置の強化
- ・処理業者・施設の許可要件の強化
- ・罰則強化（不法投棄罪罰則引き上げ 懲役5年、罰金1千万円 法人重課3億円等） 等

○適正な処理施設の確保

- ・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
- ・優良な施設整備の支援
- ・都道府県知事等による5年ごとの定期検査義務づけ 等

②行政処分の指針について（通知）の発出（平成13、17、25、30年）

未然防止・拡大防止対策の強化、行政処分の徹底

①監視パトロールの強化

- ・監視担当職員の増員
- ・運送業者、郵便局、地域住民などの監視参画
- ・空や海上からの監視活動
- ・運搬車両の路上一斉検査（関東地区一斉等広域的にも実施） 等

②早期対応と行政処分の徹底

- ・対処能力の向上のための研修会への参加
- ・ブロック会議による広域的事業への対応と情報交換 等

③警察との連携による取締強化

- ・警察官の環境行政分野への出向等
- ・情報交換会議の開催 等

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな対応

①監視パトロールの実施

- ・都道府県等と合同不法投棄監視パトロールの実施 等

②ブロック会議による広域的事案への対応と情報交換

- ・都道府県等職員に対する研修会の実施
- ・廃棄物処理対策連絡協議会の実施 等

③環境省不法投棄ホットライン(住民通報システム)の対応

- ・本省が受け付けた事案について、関係自治体へ情報提供
- ・必要に応じ、都道府県等の立入検査へ同行 等

④地域住民向けの未然防止対策等に係る普及啓発

- ・不法投棄撲滅キャンペーンの実施 等

産業廃棄物適正処理推進センター ((公財)産業廃棄物処理事業振興財団)の取組

未然防止・拡大防止策の検討と都道府県等への普及、 取組促進

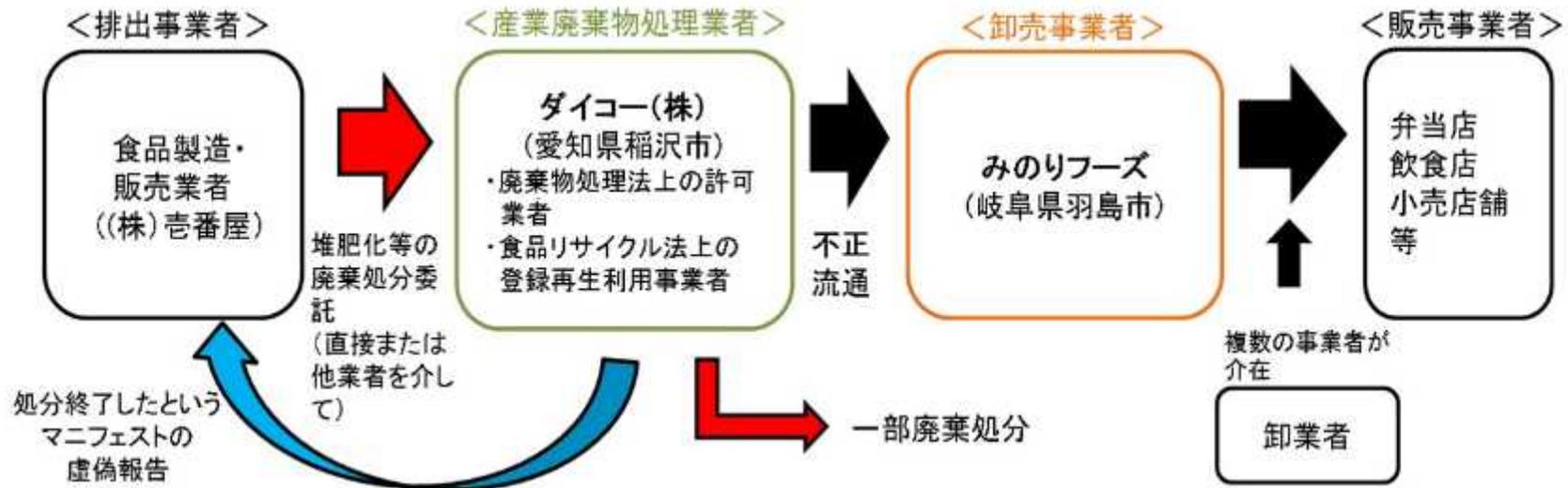
- ①支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル作成(平成18年度)
(不法投棄等事案への初期対応や事前調査、支障を除去する対策工設計のための現場調査を対象にマニュアル化)
- ②不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術の発行(平成22年度)
(原状回復支援事業技術検討委員会(平成15~20年度)の委員を中心に不法投棄等の支障除去等のための対策と技術についてとりまとめた)
- ③建設廃棄物現場管理者講習会の開催(平成23年度~現在)
(不法投棄等の未然防止のため、排出事業者である小規模な建設業者等への啓発教育を実施)

食品廃棄物の不正転売事案への対応

1. 事案の経緯等

○食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却された事案。

- ・平成22年頃から過剰保管、平成24～25年頃から発酵施設が未稼働と推測。本社工場の他に無届けの場所に不適正保管。
- ・平成28年1月 事案発覚。(株)吉番屋から愛知県に対し、排出した産業廃棄物(冷凍ビーフカツ)が処理されず、不正転売されたと報告。
- ・平成28年2月～ 愛知県が改善命令及び排出事業者へ回収を指導。
- 6月 愛知県が排出者不明の廃棄物について廃棄物関係団体等の協力を得て撤去開始。
- ・平成29年1月まで 廃棄物処理法違反等により有罪判決(ダイコー、みのりフーズの関係者ら3名)、刑が確定。
- ・平成29年2月 愛知県において、回収、撤去完了。



食品廃棄物の不正転売事案への対応

2. 再発防止について

(1) 県・環境省による監視の強化

- H28.6月に策定した「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視強化
- 食品リサイクル法の登録事業者に対する指導監督強化(定期的な立入検査が必要)
- 職員の能力向上のため国や都道府県等による研修を充実

(2) 排出事業者責任の徹底

- 排出事業者は、措置命令の対象になり、社名等が公表され、社会的信用が失墜するリスクについて十分に認識すべき
- 排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導を強化(適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など)
- 食用と誤認されないような適切な措置等(包装の除去等)を、食品リサイクル法の食品関連事業者が取り組むべき措置として、省令改正

(3) 排出事業者や行政によるマニフェストを通じた廃棄物処理の確認

- マニフェスト虚偽記載等に関する罰則強化を今般の廃棄物処理法改正案に位置づけ
- 電子マニフェストの一層の普及、不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修
- マニフェストの記載事項等について検討

(4) 事案の発覚後の対応

- 今回の撤去は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要
- このため、著しく不衛生な状況等の事案について、緊急代執行ができるよう、行政処分の指針の見直しを検討

* その他、今般の廃棄物処理法改正に、許可を取り消された処理業者等への対応を盛り込んだところである。

現行の基金制度について

環境省 環境再生・資源循環局
不法投棄原状回復事業対策室

目次

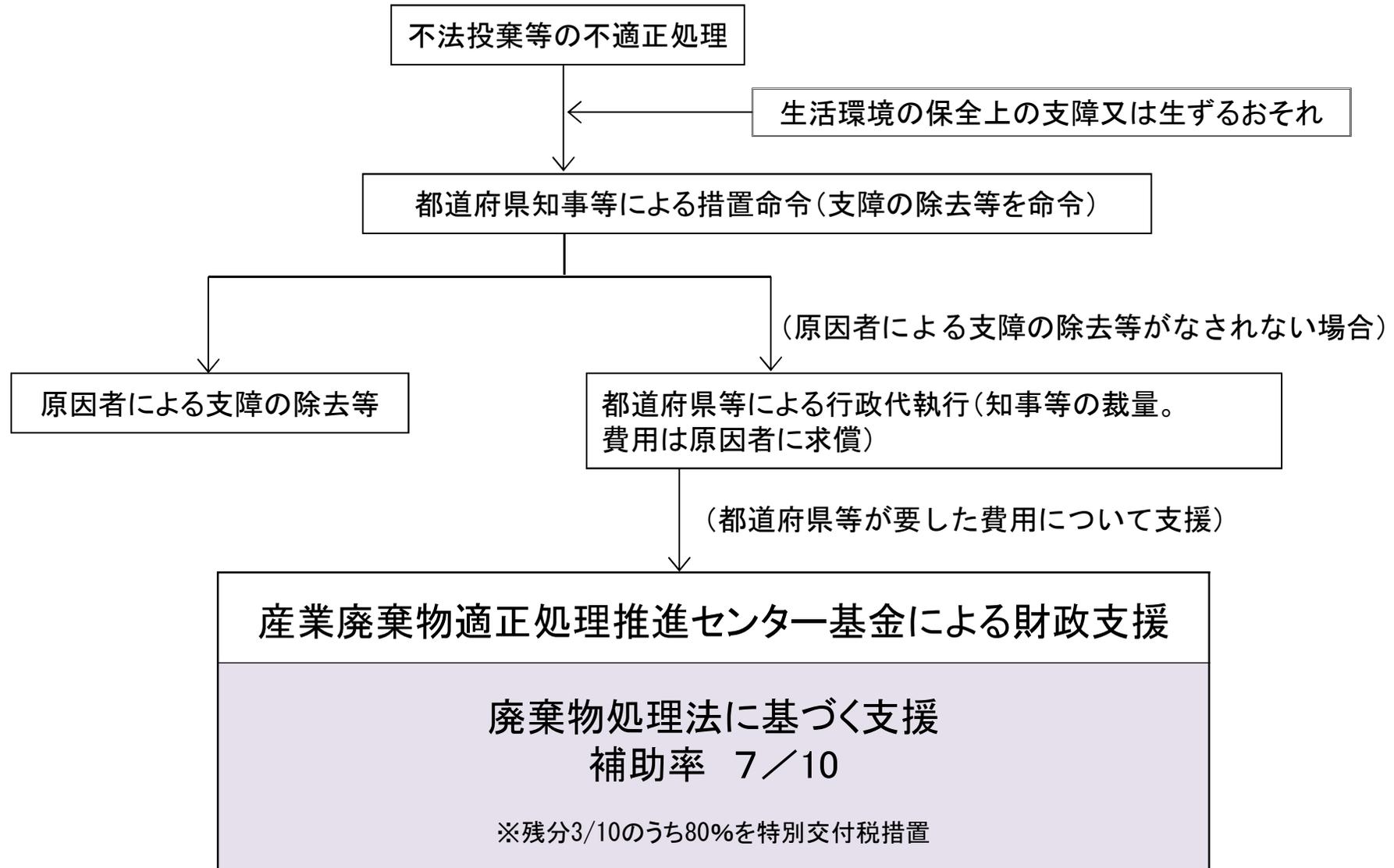
1. 基金の概要
2. 基金の活用状況
3. 基金への出えん状況

1. 基金の概要

2. 基金の活用状況

3. 基金への出えん状況

不法投棄等の支障除去等について



不法投棄等の支障除去等事業への支援措置

○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

[廃棄物処理法第13条の13]

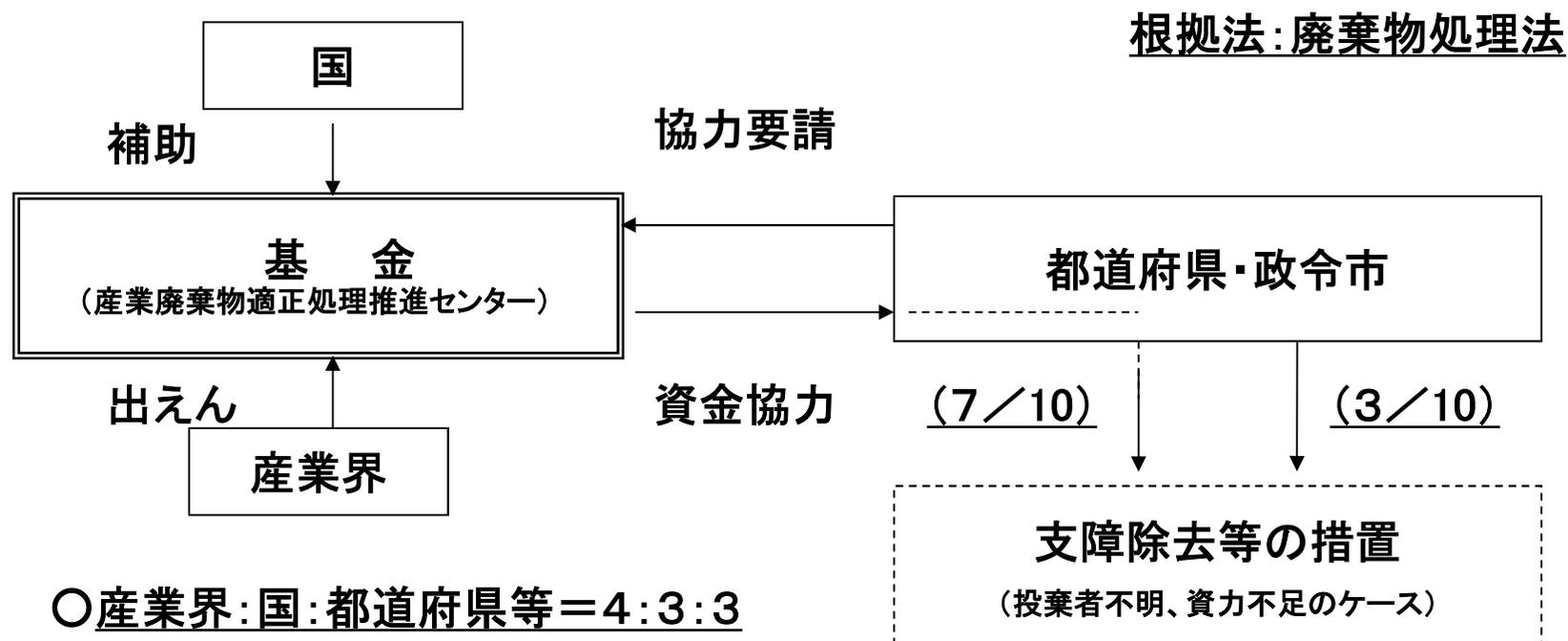
適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(中略)

五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援

(平成10年6月17日以降に発生した事案)



〔廃棄物処理法第13条の15〕

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

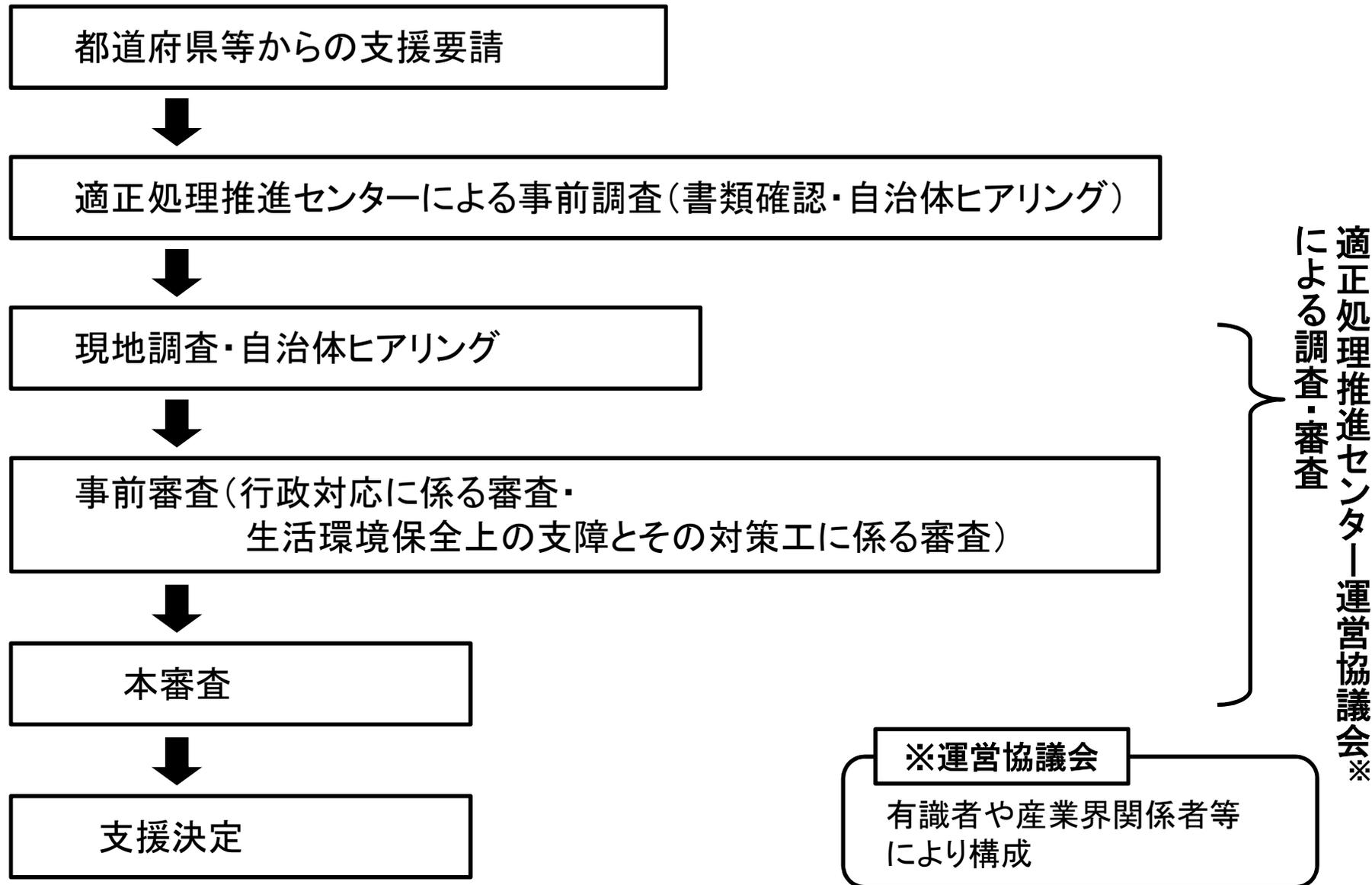
2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

基金制度の効果

- 行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できること。
- 他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、産業界による基金への協力があって支障除去等事業が成り立っているということを十分に説明することで、地元関係者の理解が得られやすくなっていること。また、不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっていること。
- 支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅が広がり、適正処理システムを補完できること。
- 行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、未然防止や早期対応の観点からも有効に機能していること。

1. 基金の概要
- 2. 基金の活用状況**
3. 基金への出えん状況

基金による支援に係る審査の流れ



基金の活用状況(種類別)

(令和2年3月31日現在)

廃棄物の種類	件数	支援額(単位:千円)	支援額割合
混合廃棄物	31件	2,753,486	48.3%
硫酸ピッチ等	52件	983,688	17.2%
廃プラスチック等	5件	687,105	12.0%
汚泥	2件	439,628	7.7%
廃油等	6件	236,342	4.1%
木くず	2件	231,032	4.0%
廃自動車ガラ	2件	169,885	3.0%
がれき等	3件	130,602	2.3%
動物のふん尿	2件	51,317	0.9%
シュレッダーダスト等	1件	15,159	0.3%
燃え殻	1件	6,605	0.1%
合計	107件	5,704,849	100.0%

※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

平成27年度からの基金の活用状況(種類別)

(令和2年3月31日現在)

廃棄物の種類	件数	支援額(単位:千円)	支援額割合
混合廃棄物	5件	861,767	61.3%
汚泥	2件	439,628	31.3%
動物のふん尿	2件	51,317	3.7%
がれき等	2件	40,302	2.9%
燃え殻	1件	6,605	0.5%
廃プラスチック等	1件	4,954	0.4%
合計	13件	1,404,573	100.0%

※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

基金の活用状況(年度別)

(令和2年3月31日現在)

事業年度	運営協議会開催回数	支援先	廃棄物種類	支援件数	支援額(千円)
H11~20	37回	兵庫県、大阪府、和歌山県、京都府、滋賀県、長野県、静岡県、石川県 山梨県、三重県、高知県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市 福岡市、愛媛県、神戸市、川崎市、福岡県、埼玉県、松山市、山形県 横浜市、姫路市、徳島県、岡崎市、鳥取県、岩手県、北海道、愛知県 神奈川県、群馬県、福井県、岡山市、札幌市、奈良市	硫酸ピッチ等 がれき等 廃プラスチック等 混合廃棄物 廃油 木くず 廃自動車ガラ	52件 1件 3件 10件 3件 2件 1件	2,710,761
H21	1回	三重県、山梨県、福岡県	混合廃棄物	3件	150,721
H22	5回	静岡県、大分県	廃油 混合廃棄物	1件 1件	94,604
H23	4回	仙台市、群馬県	廃自動車ガラ等 廃プラスチック等	1件 1件	181,851
H24	4回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県	混合廃棄物	5件	399,948
H25	3回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県、大津市	混合廃棄物 シュレッダーダスト等 廃油、汚泥	5件 1件 1件	679,783
H26	4回	佐世保市、岩手県、千葉県	混合廃棄物 廃油	2件 1件	82,608
H27	4回	佐世保市、長野市、福岡県、青森県	混合廃棄物 がれき等	3件 1件	311,515
H28	4回	長野市、福岡県、青森県、松山市	混合廃棄物 がれき等 廃プラスチック類	2件 1件 1件	595,508
H29	2回	沖縄県	燃え殻	1件	6,605
H30	2回	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	151,003
R1	.3回	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	339,942
合計	73回			107件	5,704,849

直近の支援事案の概要1

【山梨県事案(平成30年度～令和元年度実施事業)】

- 静岡県の産業廃棄物処分業者のA社が、排出事業者から受け入れた産業廃棄物を適正に処理せずに混合肥料と称して、処分業の許可がないB社の管理地(山梨県北杜市)に運搬し、処分を委託した。処分を受託したB社は自社が管理する土地に当該産業廃棄物を野積みした。
また、静岡県の産業廃棄物処分業者であるC社は、排出事業者から受け入れた廃石膏ボードを処理したものを、肥料原料又は土壌改良資材と称して、廃石膏ボード粉等、陶磁器くずの肥料製造化による処分の許可がないA社に処分を委託し、その廃石膏ボード処理物も野積みされた。
- 野積みされた場所からは、高濃度の硫化水素が発生していることが確認され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがあることから、平成28年3月にA社及びB社、平成29年3月にC社に対して廃棄物を撤去するよう措置命令を発出した。
- しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、山梨県は、当該廃棄物の残置による上記生活環境の保全上の支障のおそれの除去を行政代執行により実施すべく、基金の支援を受けた。

総事業費：747,875千円 支援対象事業費：628,040千円 支援額：439,628千円

直近の支援事案の概要2

【長野県事案(平成30年度～令和元年度実施事業)】

- 長野県立科町において、平成28年9月に産業廃棄物保管基準に違反している保管施設(貯留池)の堤が決壊し、多量の動物のふん尿が田畑、農業用水路、公衆用道路等に流出し、堆積したことにより、生活環境保全上の支障が生じている。
また、保管施設には多量の動物のふん尿が残置されているため、さらなる流出及び悪臭・害虫の発生など、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。
- 県は、保管施設の土地所有者であり、当該ふん尿を運搬、搬入及びそれらの指示をした者(元畜産業者)を不法投棄行為者として、平成29年8月に措置命令を発出した。
- しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、上記生活環境の保全上の支障のおそれを除去するため、県は、当該ふん尿の保管施設からの流出防止工事等を行う行政代執行を実施すべく、基金の支援を要請した。
- なお、本案件の代執行のうち流出防止工事の測量・設計は県費で行うため支援対象外であり、流出工事費にのみ基金の支援を受けた。

総事業費：82,972千円 支援対象事業費：73,310千円 支援額：51,317千円

基金による支援事業の実施例

不法投棄の状況



支障除去後



基金の収支残高

(単位:円)

年度	出えん金等(A)				対象事業費 (a)	基金取崩額(B) (a×支援割合 +事務費等)	基金残高		
	国	民間	利息 評価益・損	計			国	民間	計 (前年度基金残 高+A-B)
10	100,000,000	200,000,000	0	300,000,000	0	0	100,000,000	200,000,000	300,000,000
11	200,000,000	323,021,000	0	523,021,000	13,157,000	9,867,000	296,711,000	516,443,000	813,154,000
12	200,000,000	126,753,000	0	326,753,000	649,577,000	487,182,000	334,317,000	318,408,000	652,725,000
13	160,000,000	401,905,000	369,200	562,274,200	406,986,000	317,448,000	388,624,067	508,927,133	897,551,200
14	200,000,000	334,309,000	14,922	534,323,922	253,449,000	165,820,640	533,355,494	732,698,988	1,266,054,482
15	200,000,000	318,229,000	9,584	518,238,584	938,418,000	701,650,540	499,475,175	583,167,351	1,082,642,526
16	170,000,000	282,764,000	9,572	452,773,572	658,767,000	493,739,510	504,898,529	536,778,059	1,041,676,588
17	170,000,000	237,472,000	22,273	407,494,273	329,085,000	249,566,550	591,717,104	607,887,207	1,199,604,311
18	170,000,000	196,990,000	0	366,990,000	318,274,000	242,337,720	680,937,864	643,318,727	1,324,256,591
19	170,000,000	189,239,000	0	359,239,000	67,199,000	46,021,970	835,597,207	801,876,414	1,637,473,621
20	170,000,000	182,812,000	0	352,812,000	27,109,000	15,148,280	1,000,547,780	974,589,561	1,975,137,341
21	170,000,000	176,936,000	5,978,898	352,914,898	200,962,000	143,935,430	1,124,562,270	1,059,554,539	2,184,116,809
22	170,000,000	155,872,000	3,691,865	329,563,865	126,139,000	105,027,000	1,260,783,891	1,147,869,783	2,408,653,674
23	170,000,000	154,624,000	2,756,088	327,380,088	242,469,000	204,481,172	1,363,542,197	1,168,010,393	2,531,552,590
24	170,000,000	151,757,000	507,836	322,264,836	533,267,000	414,374,845	1,395,586,527	1,043,856,054	2,439,442,581
25	170,000,000	100,305,000	4,904,450	275,209,450	910,964,000	676,821,642	1,335,837,650	701,992,739	2,037,830,389
26	170,000,000	240,000	3,303,182	173,543,182	117,382,000	80,073,450	1,471,095,630	660,204,491	2,131,300,121
27	60,000,000	54,972,500	3,246,140	118,218,640	442,731,600	307,682,501	1,400,720,808	541,115,452	1,941,836,260
28	60,000,000	56,227,500	11,003,634	127,231,134	655,287,000	577,491,096	1,214,468,372	277,107,926	1,491,576,298
29	60,000,000	57,305,500	3,544,564	120,850,064	9,436,791	15,349,086	1,268,436,719	328,640,557	1,597,077,276
30	60,000,000	57,766,500	595,358	118,361,858	256,341,000	152,919,194	1,261,508,980	301,010,960	1,562,519,940
R1	60,000,000	58,719,500	582,944	119,302,444	701,351,000	332,066,284	1,176,952,025	172,804,075	1,349,756,100

※ 支援割合については、平成24年度までに支援決定された事案は対象事業費の4分の3、平成25年度以降に支援決定された事案は対象事業費の10分の7となっている。

1. 基金の概要
2. 基金の活用状況
- 3. 基金への出えん状況**

平成28年度以降の支援のあり方の見直しの基本的な考え方

- 支障除去等は、まずは行為者の責任で行わせることとし、行為者のみによっては支障除去等の実施が困難であり、排出事業者等に支障除去等の措置をとらせることが適当であるときは、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及することが原則である。行為者等が支障除去等を行わない場合には、都道府県等が行政代執行を行い、代執行費用を行為者等に求償し、行為者等が費用負担することが原則である。
- このように行為者や排出事業者等に対する責任追及を徹底的に行った上で、行為者や排出事業者等に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当である。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当である。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出した結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当である。また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要な役割を果たしている。

平成28年度以降の支援のあり方について

- これまでの議論を踏まえれば、平成28年度以降の支障除去等に対する支援のあり方の見直しに当たっては、これまでの方式あるいはその延長線上での基金の造成は難しく、新たな方式とすることが適当である。
- 具体的には、前述の費用負担の考え方を踏まえ、あり方懇談会において検討された各種の支援スキーム案を参考としつつ、以下の点を基本として、制度設計を行うことが適当である。
 - ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
 - ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
 - ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
 - ・強制ではなく任意による協力とすること
- 環境省においては、早急に関係者と調整の上、平成28年度以降の支障除去等に関する支援のあり方について具体的な制度設計を行い、その結果を本検討会に報告されたい。また、新たな制度設計の内容を踏まえ、必要に応じて、基金の運営体制についても所要の見直しを行うことが適当である。

環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容

平成28年度以降の支援のあり方について

平成28年度以降の支援のあり方については、平成27年9月にとりまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」に示された考え方を基本として、産業界の理解と協力の下、以下のとおりとする。

1. 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする。
2. 平成28年度以降の支援必要見込み額については、過去の特殊要因（硫酸ピッチや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。
3. 今後の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、平成27年度から必要な協力を求めることとする。
4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。
5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5年ごとを目途に定期的に点検・評価を行うものとする。

このため、マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議するものとする。

基金への出えん状況

(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	造成額																
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
産業界からの出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	-
(一社)日本経済団体連合会	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2
産業廃棄物処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	-
日本医師会等	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	-
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
	造成額	造成額	造成額	造成額	造成額
国の補助	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	55	56	57	58	59
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	24	26	29	31	33
建設六団体副産物対策協議会(建設マニフェスト販売センター)	17	16	16	15	15
(公社)全国産業資源循環連合会	13	13	12	11	11
その他	1	1	1	1	1
年度計	115	116	117	118	119

※ 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

※ 産業界からの出えんについては、27年度に仕組みを見直しマニフェスト頒布団体等から協力を得ることとなった。

※ その他については、6団体からの出えんである。(株)コベックス、(株)日本シューター、(株)ワークス、(株)エビジョン、全国オイルリサイクル協同組合、(一社)日本施設園芸協会)

現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて

1. 現行の支援のあり方の点検・評価

- 産業界に対する基金への出えんの御依頼については、「平成 28 年度以降の支援のあり方について」に基づき、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定し、マニフェスト頒布団体等に依頼をしている。
- しかしながら、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは、強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出であるため、御依頼した全ての団体に、要請額満額を出えんいただけているわけではない。
- その結果、産業界と国の負担割合（産業界：国＝4：3）通りに、産業界分の確保ができておらず、基金の残高は毎年目減りしている状況。
- 令和元年度末時点の残高は、産業界の負担分が 172,804 千円、国の負担分が 1,176,952 千円、合計 1,349,756 千円となっており、産業界と国の負担割合を 4：3 で支援すると、今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和 3 年度にも基金が枯渇する可能性がある。
- 今後も基金を安定的に運用していくためには、任意の出えんという大原則を踏まえつつ、より幅広い出えんの御協力を得られる仕組みが必要である。また同時に、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、支援額の絞り込みも必要である。

2. 支援のあり方の見直しのポイント

- 1. の点検・評価結果を踏まえ、下記（1）、（2）の通り、現行の支障除去等に対する支援のあり方を見直す。
- なお、平成 27 年度の支障除去等に対する支援に関する検討会の報告書で示された「平成 28 年度以降の支援のあり方の見直しの基本的な考え方」（資料 3 18 ページ）及び、「平成 28 年度以降の支援のあり方について」（資料 3 19 ページ）に記載されている、「原因者に負担を求めることを原則とし、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする」という方針は維持することが適切と考える。

(1) 産業界の負担について

- ・ 産業界の負担に関しては、これまでマニフェスト頒布団体等に必要な協力を求めることとしてきたが、1. の点検・評価から、より幅広い出えんの御協力を得られる仕組みを確保するため、マニフェスト頒布団体以外の関係団体等にも、国から任意の出えんの協力依頼を行うことが考えられる。

- ・ その上で、これまでの経緯にかんがみ、マニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、必要額を安定的に確保していくことが考えられる。

(2) 支援額の絞り込みについて

- ・ 今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、都道府県等による適切な不法投棄対策の実施及び産業廃棄物の広域的な処理の円滑化推進の観点から、支援額の算定にあたり、行政対応に係る問題や産業廃棄物の広域的な処理の円滑化への協力状況を支援額に反映させる等、支援に関する審査方法を厳格化することも必要と考えられる。

- ・ 具体的な審査方法としては、例えば下記の項目を踏まえて、支援額を減額する等が考えられる。

①行政対応に係る問題

- ・ 不法投棄等事案の発覚時に不法投棄等の未然防止措置を適切に講じていたか
- ・ 不法投棄等事案の発覚後に当該事案の拡大を防止するための措置を適切に講じていたか
- ・ 不法投棄等事案の発覚後に不法投棄等の未然防止措置を適切に強化したか

②産業廃棄物の広域的な処理の円滑化への協力状況

- ・ 事前協議制等により域外からの産業廃棄物の事実上の搬入規制を行っていないか
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設の立地に協力しているか